

平成18年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成18年12月18日（月曜日） 午後 2時00分開議

- 第 1 議案第 1号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成18年12月17日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 2 議案第 2号 中頓別町職員定数条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成18年12月17日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 3 議案第 3号 中頓別町知的障害者福祉施設設置条例等を廃止する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成18年12月17日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 4 議案第 4号 中頓別町立天北厚生園の法人移管を理由に退職する職員に対する特別措置条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成18年12月17日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 5 議案第 5号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成18年12月17日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 6 議案第10号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成18年12月17日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 7 議案第12号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成18年12月17日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 8 発議第 1号 森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書（案）
- 第 9 発議第 2号 リハビリテーションの改善を求める意見書（案）
- 第10 発議第 3号 日豪FTAに関する意見書（案）
- 第11 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（10名）

1番 星 川 三喜男 君 2番 岩 田 利 雄 君
3番 山 本 得 恵 君 4番 柳 澤 雅 宏 君

5番 本 多 夕紀江 君 6番 藤 田 首 健 君
7番 石 井 雄 一 君 8番 村 山 義 明 君
9番 宮 崎 安 史 君 10番 石 神 忠 信 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 邑 智 雄 君
総 務 課 長 安 積 明 君
総 務 課 参 事 遠 藤 義 一 君
総 務 課 主 幹 菊 地 誠 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記 田 辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） それでは、常任委員会に付託した議案審議が終了したとの申し出が委員長からありましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎議案第1号～議案第5号、議案第10号、議案第12号

○議長（石神忠信君） 日程第1、議案第1号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第2、議案第2号 中頓別町職員定数条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第3、議案第3号 中頓別町知的障害者福祉施設設置条例等を廃止する条例の制定の件、日程第4、議案第4号 中頓別町立天北厚生園の法人移管を理由に退職する職員に対する特別措置条例の制定の件、日程第5、議案第5号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の制定の件、日程第6、議案第10号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第7、議案第12号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

本件につきましては、昨日、本会議でいきいきふるさと常任委員会に付託されていた事件でございます。

本件についていきいきふるさと常任委員長の報告を求めます。

村山さん。

○いきいきふるさと常任委員長（村山義明君） いきいきふるさと常任委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号1、議案名、議案第1号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について（平成18年12月17日第4回中頓別町議会定例会付託事件）、審査の結果、原案可決。

以下、括弧書きのところについては省略したいと思いますので、ご了解ください。

事件番号2、議案第2号 中頓別町職員定数条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

事件番号3、議案第3号 中頓別町知的障害者福祉施設設置条例等を廃止する条例の制定について、原案可決。

事件番号4、議案第4号 中頓別町立天北厚生園の法人移管を理由に退職する職員に対する特別措置条例の制定について、原案可決。

事件番号5、議案第5号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の制定について、原案可決。

事件番号6、議案第10号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

事件番号7、議案第12号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結します。

それでは、これより議案第1号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

なお、本件は、地方自治法第244条第2項の規定により、議決に当たっては出席議員の3分の2以上の同意を必要とするものです。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決です。

議案第1号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立全員。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第2号 中頓別町職員定数条例及び職員給与条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決です。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町職員定数条例及び職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 中頓別町知的障害者福祉施設設置条例等を廃止する条例について採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決です。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 中頓別町知的障害者福祉施設設置条例等を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号 中頓別町立天北厚生園の法人移管を理由に退職する職員に対する特別措置条例について採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決でございます。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町立天北厚生園の法人移管を理由に退職する職員に対する特別措置条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例について採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決です。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例について採決します。

本件に対する委員長報告は可決でございます。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決でございます。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号

○議長（石神忠信君） 日程第8、発議第1号 森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石井さん。

○7番（石井雄一君） 発議第1号。

平成18年12月18日。

提出者、中頓別町議会議員、石井雄一。賛成者、同じく、柳澤雅宏。

森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書（案）

近年、台風などによる災害が多発する中で、国土の保全や水資源をかん養する森林の整備を求める国民の声が一層高まっている。

また、国が本年9月に策定した新たな「森林・林業基本計画」では、100年先を見通して、「緑の社会資本」である森林づくりを推進することとしている。

今後、こうした国民共通の財産である森林については、国有林と民有林の区別なく一体となって適切に整備・保全することが必要であり、あわせて、森林を支える林業・木材産業の発展が不可欠である。

よって、国においては、次のことを実現するよう強く要望する。

記

1 新たな「森林・林業基本計画」を推進するため、国民のニーズに応えた多様な森林づくり、安全で安心な暮らしを守る治山対策の展開、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生等を図る政策を着実に講ずること

2 地球温暖化を防止する森林吸収源対策の取組を加速させるため、環境税等の創設など新たな財源措置を講ずること

3 道内森林面積の約6割を占める国有林については、安全、安心な国土基盤の形成と農山村の振興という役割を果たせる管理体制の確保と森林整備の推進を図ること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成18年12月18日。

提出先、衆議院議長、河野洋平殿、参議院議長、扇千景殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、総務大臣、菅義偉殿、財務大臣、尾身幸次殿、農林水産大臣、松岡利勝殿、環境大臣、若林正俊殿。

以上、報告いたします。よろしくご審議お願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号 森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第9、発議第2号 リハビリテーションの改善を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 発議第2号。

平成18年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。賛成者、同じく、石井雄一。

リハビリテーションの改善を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

リハビリテーションの改善を求める意見書（案）

今年4月からの診療報酬改定により、リハビリテーションは、脳血管、運動器、呼吸器、心大血管の4疾病領域だけを対象とし、脳血管は発症・手術または急性増悪から180日以内、運動器は発症・手術または急性増悪から150日以内、呼吸器は治療開始日から90日以内、心大血管は治療開始日から150日以内との算定日数上限が設定された。

また、障害者・児のリハビリでは給付期間が無制限となっているが、提供できる施設は児童福祉法で規定された重症心身障害児施設等に限られ、多くの障害児・者にとって通所が困難である。

その結果、患者等のリハビリサークルなど自主的な取り組みがとりやめになったり、また脳性麻痺障害者は経過措置があるにもかかわらず、リハビリの継続が断られている事例も生まれ、きわめて深刻な事態となっている。

こうした動きは、患者・障害者のみならず、病院経営や理学療法士（PT）等の専門職にも大きな影響を与えることが危惧される。以下より。政府は緊急に対応されるよう要望する。

記

一、リハビリの診療報酬について、疾病ごとの日数制限を撤廃し、患者の実情に応じて実施できるよう改善すること。

一、今回の改定により、必要なリハビリが阻害されていないか等の影響について、患者、医療機関、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）等の専門職への調査を実施すること。

一、障害児・者リハビリの提供施設では重症心身障害児施設等に限定せず、施設基準脳血管リハ、運動器リハ、呼吸器リハ施設にすること。

一、除外規定の周知徹底の措置をとるとともに、患者にとって効果が認められるリハビリがすべて継続できるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成18年12月18日。

提出先、衆議院議長、河野洋平殿、参議院議長、扇千景殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、厚生労働大臣、柳沢伯夫殿。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

訂正を少しですけれども、いたします。真ん中の本文の下から2行目、危惧されるの次ですけれども、「以下より。」は、「以下により、」政府は緊急に対応されるよう要望する、こういうふうにしたいと思います。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号 リハビリテーションの改善を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 リハビリテーションの改善を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、発議第3号 日豪FTAに関する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石井さん。

○7番（石井雄一君） 発議第3号。

平成18年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、石井雄一。賛成者、同じく、星川三喜男。

日豪FTAに関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

日豪FTAに関する意見書（案）

現在、日豪FTA交渉については、メリット、デメリットを含め、さまざまな方策を幅広く検討する政府間の共同研究が行われております。

しかし、仮に、当交渉が開始され、関税が撤廃されることになれば、牛肉、乳製品、米、小麦、砂糖などの国産農畜産物が大きな影響を受けることが懸念され、北海道農業が壊滅的な打撃を被る恐れがあります。

つきましては、安易な交渉開始を断固阻止するよう、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

政府においては、現在、豪州とのF T A（自由貿易協定）を柱としたE P A（経済連携協定）締結交渉入りに向けて、最終段階の調整を行っております。

豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が28%と高く、特に、米、麦、肉類、乳製品、砂糖等、その多くが北海道の主要農産物と競合しております。

F T Aにおいては、すべての分野の関税撤廃が原則であり、豪州においては、これまで、ほとんど例外品目を認めておりません。

このため、ひとたび交渉入りした場合、関税が撤廃される可能性は極めて高く、その後の他国への波及も予期され、北海道農業は壊滅的打撃を被り、我が国食料自給率の大幅な低下は必至であります。

国内の農業と地域経済に決定的ダメージを与え、国民のいのちと暮らしを脅かす可能性が極めて高い現時点の状況を踏まえ、日豪F T A交渉の安易な開始を断固阻止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成18年12月18日。

提出先、内閣総理大臣、安倍晋三殿、農林水産大臣、松岡利勝殿。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

以上、報告をして、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号 日豪F T Aに関する意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 日豪F T Aに関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件について各委員長の申し出のとおり決することにご異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長の申し出のとおり決定しました。

◎閉会の議決

○議長（石神忠信君） お諮りいたします。

これで本定例会に付託された事件はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の会議を閉じます。

平成18年第4回中頓別町議定会定例会を閉会をいたします。

（午後 2時23分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員